

文化審議会国語分科会（第53回）議事録

平成25年10月28日（月）
13時00分～14時15分
文部科学省・3F1特別会議室

〔出席者〕

（委員）杉戸分科会長，岩澤副会長，石井，石垣，井田，伊東，井上，内田，沖森，金田，川端，迫田，鈴木（一），出久根，戸田，納屋，吉尾各委員（計17名）
（文部科学省・文化庁）青柳文化庁長官，河村文化庁次長，川端文化部長，岩佐国語課長，氏原主任国語調査官，鶴飼国語課長補佐，林日本語教育専門官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第52回）議事録（案）
- 2 漢字小委員会の審議状況について（経過報告）
- 3-1 日本語教育小委員会の審議状況について（経過報告）
- 3-2 日本語教育小委員会の今期のまとめの構成案について
- 3-3 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」の各論点に対する意見等について
- 4 平成26年度概算要求関係資料（文化庁における国語・日本語教育施策について）

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会の今後の審議スケジュール（案）

〔机上配布資料〕

- 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（概要パンフレット）

〔経過概要〕

- 1 開会に当たり，青柳文化庁長官から挨拶があった。
- 2 事務局から配布資料の確認があった。
- 3 前回の議事録（案）が了承された。
- 4 内田漢字小委員会主査及び氏原主任国語調査官から，配布資料2を用いて，漢字小委員会の審議状況が説明され，その後，質疑応答が行われた。
- 5 伊東日本語教育小委員会主査から，配布資料3-1，3-2，3-3を用いて，日本語教育小委員会の審議状況が説明され，その後，質疑応答が行われた。
- 6 岩佐国語課長から，配布資料4を用いて，平成26年度の概算要求に関して，説明があった。その後，質疑応答が行われた。
- 7 次回の国語分科会については，各委員の都合を確認した上で，日程及び会場について事務局から連絡することが確認された。
- 8 各委員の発言，及び事務局からの説明等は次のとおりである。

○杉戸分科会長

本日は、今期第2回目の国語分科会ですので、漢字小委員会と日本語教育小委員会それぞれの審議状況について、経過報告という形の報告をお願いしまして、その後、それぞれについて意見交換をしたいと考えております。

一つ目として、漢字小委員会の審議状況について、これはその小委員会で主査をお務めくださっております内田委員に御説明をお願いいたします。

○内田委員

それでは、漢字小委員会の審議状況について御説明申し上げます。

今期の漢字小委員会は、平成25年2月18日の「国語分科会で今後取り組むべき課題について」において指摘された課題のうち、先ほどの長官の御挨拶でも言及していただきましたが、「異字同訓」の漢字の用法の見直しについてを取り上げ、検討を重ねてきております。

配布資料2の四角の中をちょっと御覧いただきたいと思えます。国語審議会の漢字部会が昭和47年に総会の参考資料として作成した「異字同訓」の漢字の用法は、同音で意味の近い語が、漢字で書かれる場合、その慣用上の使い分けの大体を、用例で示したものでありまして、現在も新聞、放送、出版関係など各方面で参考にされております。しかし、作成以来、もう既に40年以上経過しておりまして、「異字同訓」の漢字の用法で示された使い分けの中には、現時点における漢字使用の実態に合わないものも出てきております。また、今回の常用漢字表の改定に際して、新たに生じた異字同訓の漢字の使い分け、例えば「こたえる」や「つくる（作・造・創）」などについては、平成22年の文化審議会答申「改定常用漢字表」の「参考」にある「異字同訓」の漢字の用法例として整理されておりますが、昭和47年の「異字同訓」の漢字の用法と一体化して示していくなど、一覧性という観点からも工夫や改善の余地があるとの認識に立ち、検討を重ねてまいりました。

現在までに検討してきたところの経過につきましては、氏原主任国語調査官から御説明いたしますけれども、今後検討を続け、今期中には新たな「異字同訓」の漢字の用法を取りまとめる予定でございます。

それでは、氏原主任国語調査官、御説明ください。

○氏原主任国語調査官

はい。それでは、配布資料2につきまして御説明申し上げます。

まず、昭和47年に、今お話がありましたように、「異字同訓」の漢字の用法という資料が出ています。それから、平成22年6月、「改定常用漢字表」の答申の時に「異字同訓」の漢字の用法例が出ています。ですから、似たようなものが過去に2回作られております。

それを見ていただきたいと思えます。机上に「国語関係答申・建議集」というちょっと小さな厚い方の冊子があると思えますので、この201ページを御覧ください。そこに参考資料という形で「異字同訓」の漢字の用法というものが載っております。次のページを見ていただきますと、「あう」から始まって、「あう」「あがる・あげる」「あく・あける」と、本日の配布資料2と似たようなものが載っています。昭和47年の資料は、115項目あります。115の同訓の漢字の使い分けが示されているというものでございます。ただ、見ていただくとお分かりのように、例えば、最初の「あう」で言えば、「合・会・遭」と並んでいますけれども、それぞれの用例が並んでいるだけなんです。用例が並んでいるだけですので、どういう場合に「合」を使うのか、どういう場合に「会」を使うのか、といったことが、これだけではなかなか分かりにくいところがございます。

それから、机上にある「改定常用漢字表」の171ページを御覧ください。その171ページを見ていただきますと、そこにやはり今見ていただいたのと似たような形で、「あたる・あてる」「あと」「あやしい」「いく」「うた」「おそれる」と並んでいます。「おそれる」で言いますと、畏敬の「畏」、この漢字が「改定常用漢字表」に入りましたので、それまで常用漢字の中では異字同訓のなかった「おそれる」という訓に対して、恐怖の「恐」と、畏敬の「畏」の二つが存在することになったわけです。それで、使い分ける場合にはこういう使い分けが考えられるだろうということで、ここで示しております。こちらの資料は2ページだけのものですが、全体で21項目あります。そういうことで、昭和47年と、平成22年に、既にこういうものを作っております。

ここで、配布資料2に戻っていただき、1ページめくっていただきまして、2ページを御覧ください。そこに、「検討に当たっての基本的な考え方」がございます。まず、これから作る資料については、1のところに書いてありますが、異字同訓の漢字の使い分けに関しては、明確に使い分けを示すことが難しいところがある。これは、同じ訓なわけですから、共通しているところもあるわけです。ですから、きれいに分けるのが難しいところがあるわけですね。また、使い分けに関わる個人差というようなものもある、ですから、この資料は飽くまでも使い分ける場合の参考という趣旨で作成するものであるということを書いております。

先ほど今年度の「国語に関する世論調査」の話が出ましたが、今年度の調査でも、実はこういった異字同訓の使い分けについて迷うことがないかというようなことも尋ねております。「迷うことがある」という方、「非常によくある」という方と、「時々そういうことがある」という方を合わせた方のことですが、これが74.7%、大体75%ということですから、かなり多くの方が異字同訓の漢字の使い分けに関して迷うことがあるとお答えになっています。そういう意味で、今回これが整理されて新たな形で示されると、世の中にとっても非常に有益な情報になるのではないかというふうに考えております。

次の、「検討対象とする範囲について」は、(1)(2)(3)とありますけれども、(2)で書かれていることは、検討対象は、常用漢字表の中にある同訓に限るということです。そこに例として挙げておりますが、例えば「あずかる」、「〇〇にあずかる」を「与」という漢字を当てて「あずかる」と読むこともあるわけですが、これは常用漢字表の中に入っておりませんので、飽くまでも常用漢字表の中で同訓になっているものに限る、ということです。今回は、大きな枠としては、常用漢字表の手当てということで検討していくわけですから、これは当然のことではないかと漢字小委員会では考えております。

それから、(3)の同語異表記の扱いということで、そこに「かたよる」や「たまご」を挙げてありますけれども、こういうものについては、ここでは取り上げておりません。例えば、「たまご」は「卵」とも「玉子」とも書かれることがあります。割と料理関係では「玉子」と書くことが多いようですが、こういったものは同じ「たまご」を別の表記で書いているということで、特に使い分けるというものではなくて、同じものを表しているということですので、いわゆる使い分けとは違うんですね。同じものの異表記ということですから、こういったものについても扱わない、としております。

具体的な示し方については、3のところに書いてあります。簡単に3点にまとめてありますが、(1)として、作成する資料のイメージということで、全体を表形式とし、それぞれの項目ごとに例文を示すとともに、必要に応じて備考欄を設ける。備考欄には、使い分けの参考となる補足情報を中心に記述する。それから、(2)の前書きのイメージですが、漢字小委員会の議論の中では、これまでの国語施策の経緯であるとかをここに書いた方がいいのではないかといった御意見もあったわけです。時間がなくて、簡単にお話しますが、先ほど見ていただいた昭和47年の「当用漢字改定音訓表」の答申に合わせて、「異字同訓」の漢字の用法」が総会に出たわけです。これがなぜこの時に出たかと

言いますと、それまで音訓について制限的な形で示されていた「当用漢字音訓表」に音訓がかなり加えられます。どのくらい加えられたかと言いますと、音で86、訓では271が加えられます。そうすると、それまでは、例えば「こえる」については、越境の「越」にしか「こえる」という訓がなかったものが、超越の「超」の方にも「こえる」という訓が加えられます。そういうことで、昭和47年の改定音訓表によって、かなりの音や訓が加えられましたので、それで、「異字同訓」の漢字が増えたといったことが経緯としてあります。「当用漢字改定音訓表」の答申前文にもこういうことが書いてありますので、その部分を読みます。「改定に当たっては、昭和23年内閣告示の当用漢字音訓表の持つ制限的色彩を改め、当用漢字改定音訓表をもって、漢字の音訓を使用する上での目安とすることを根本方針とした。すなわち先の音訓表は、表示した音訓以外は使用しないという制限的な精神によって定められたものであるが、それに対して、今回の改定音訓表は、一般の社会生活における、良い文章表現のための目安として改定された。従って、これは、運用に当たって個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。」とあります。昭和23年の「当用漢字音訓表」が音訓を制限しすぎていたという反省に立って、47年の改定音訓表ではかなりの数の音訓を付け加えるわけです。その結果として、異字同訓の漢字がかなり多くなって、使い分けが必要になる。そのための資料が、先ほど見ていただいた47年の「異字同訓」の漢字の用法」という資料でございます。

今回は、その流れを受けて、常用漢字表の中で示されている同訓の漢字について、どのように使い分けていくのかということをご参考として示したということでございます。

「具体的な示し方について」の(3)のところを見ますと、使い分けの参考となる情報(解説)の示し方ということで、(ア)として、長い解説は、読み手の負担になるという観点から避け、使い分けのポイントになる情報を簡潔に分かりやすく書くように努める。それから、(イ)として、項目によっては、使い分けのポイントとなる、対となる漢字を中心に示す、ということで、これは具体的に見ていただいた方が分かりやすいと思いますので、次のページを見ていただきたいと思います。漢字の使い分け、これは、そこにありますように、全部で136項目を取り上げる予定であります。そのうちの59項目が、今日見ていただく、ア行とカ行というところで示されております。

例えば、2ページを見ていただきますと、そこに、「あたたかい・あたたかだ・あたたまる・あたためる」とあります。これも書くときに「温」を当てるのか、「暖」を当てるのかというのは結構迷うときがあるわけです。今回は、先ほど見ていただいた昭和47年のものや平成22年のものと違うのは、どういう場合に「温」を使うのか、どういう場合に「暖」を使うのかということになるべく簡潔に示したいということで、例えば「温」の場合には、そこに両矢印で「⇄冷たい」というのがあります。ですから、「冷たい」の反対の概念を表すときに「温」を当てることとなります。例えば、「冷たい」とのペアで考えていただきますと、「温かい料理」、これは冷めると、「冷たい料理」になるわけです。

「スープを温める」。これも「温かいスープ」に対して、「冷たいスープ」ということで、「冷たい」とのペアで考えていただくと、「温」を当てることが分かる。それから、温かな家庭だとか、心温まる話、これは「愛情や思いやりが感じられる」ということですので、そういう場合にも「温」になる。それに対して、「暖」の方は「寒い」とのペアで考えていただく。「日ごとに暖かくなる」と書いてありますが、これも「日ごとに寒くなる」とのペアで考えていただく。「室内を暖める」とか、これは主に気象や気温で使うということで、こういう場合の「あたたかい」に対しては「暖」を使う。ということで、なるべく簡潔な形でこの資料を使う方の参考になるような情報を付け加えていこうということで、この部分がこれまでのものとは違うところです。

それから、これまでは、先ほど申し上げましたように、昭和47年のものと平成22年のものに分かれていましたけれども、これを一体化して、特に昭和47年のものは、もう

40年以上たっていますので、今から見ると、使い分けとして、これはどうなんだろうかというようなものもありますので、そういうものも含めて見直しました。

「あたたかい」の二つ上に「あし」がありますが、「足」も足首から先の部分と、それから歩く、走る、行くなどの動作に見立てたものということで、逃げ足が速いとか、出足が鋭いとか、客足が遠のく、こういうのは歩く、走る、行くなどの動作に見立てたものということです。それから、足に合わない靴、足の裏、これは足首から先の部分ということですが、「足首から先の部分」の横にアステリスク(*)が付いています。これ、ちょっと下を見ていただきますと、こういう形で必要に応じて備考を入れております。これも今回の新しい試みです。「足」は、「脚」との対比においては、「足首から先の部分」を指すが、脚の部分を含めた全体を指して用いる場合もあるとしています。「足を組む」とか、「足を伸ばす」、「手足が長い」というときには、これは足首から先の部分ではなくて、脚の部分も含めたその全体を指しているわけですね。ですから、「足」の場合には、「脚」との対比においては足首から先の部分というふうになりますが、一方で、「脚」も含んで「足」と使う場合というのも結構あるということで、使い分ける場合にちょっと注意した方がいいようなことを備考に簡単に記述したということです。

これは、1ページからずっと続いていきまして、最後は11ページまでですけれども、最後のページをちょっと見ていただきますと、先ほど申し上げた、例えば「こえる」や、「こす」ですね。これも「越」と「超」ということで、こういうものも、ある場所・地点・時を過ぎて、その先に進んでいく、そういう場合は「越」を使う。ですから、「県境を越える」というのは、県境という場所を通り越して、その先に進む。「峠を越す」というのも、峠という場所、地点を過ぎて、その先に進むということですね。そういう目で見ていただくと、「越」はどういう場合に使うのかが見えてくる。それから、「超」の方はある基準・範囲・程度を上回るということですから、どちらかというと垂直的なイメージで、収入が例えば100万円を超える。100万円、200万円と、垂直的なイメージがあるわけですが、それを上回る場合には「超」を使う。ですから、「現代の技術水準」というのは一つの基準ですけれども、それを上回るというような、そういう場合には「超」を使う、「人間の能力を超える」とかもそうですね。こんなふうにして、「越」と「超」ですけれども、ここではポイントになるところをゴシックで示しまして、使い分けについての参考となるようなものということで整理しております。

現在は、ア行、カ行までですが、先ほど内田主査からお話がありましたように、今期中にワ行まで検討を進めて、全体を完成させたいと考えております。以上でございます。

○杉戸分科会長

ただ今の漢字小委員会の審議状況についての御報告、何かお尋ねの点、御意見などないでしょうか。どうぞお出してください。

○井上委員

ちょっと御質問なんですけど、今、ワ行まで全部やられるということなんですけど、大体想定されるものは、何項目ぐらいになるのでしょうか。

○氏原主任国語調査官

今の予定では、136項目ぐらいになると思います。本日の配布資料で、お示ししているのは59項目ですから、まだ半分以上の項目があります。

○杉戸分科会長

私から一つ、非常に細かなことなんですけど、括弧でくくって両向きの矢印(⇔)を付

けて対というか、反対の概念を示している、その部分の持つ解説としての位置付けというか重みなんです、具体的におやっと思ったのは、配布資料2の2ページの御説明が直接あった、「あたたかい・あたたかだ」の項目で「温」の方を使った「温かい・温かだ」の項目に、両矢印で「冷たい」があって、その後すぐに「愛情や思いやりが感じられる」と出ています。それに比べて、次の「あつい」ですね、「熱」の方は、両矢印で「冷たい」があって、「温度が高い」があって、次に「感情が高ぶる」というのが出てくる。つまり、温かいの方の両矢印の次にも、何か温度が温かいとか、温度が高いとかという、括弧の外に出した説明があると、次の「熱い」とバランスが取れるかなとふと思ったんですね。それは括弧の両矢印の「冷たい」という対を示すことの重みというか、意義に関わることで、それだけでも説明は終わりという、それも有り得るかと思うんですが、それは「あたたかい」の「温」の方はそういうやり方だと思うんです。それに対して、括弧で「冷たい」という対語をお示しして、かつ「温度が高い」というのも括弧の外に出したのが「熱い」の方の説明のタイプだと思うんですが、細かなことながら、これは両方出てくる、あるいはどっちかに統一するというような、そんなことはいかがでしょうか。

○沖森委員

おっしゃっていただいたように、確かに「温」と「暖」では、「暖」の方は主に気象や気温で使うという、使う場面と言いますか、対象について説明をしてあるのに対して、上の方の「温」では固体と言いますか、液体と言いますか、物と言いますか、物体に対して使うといったようなのがあると、ちょうどバランス的にはよろしいかと思えます。「あたたかい」という言葉においてはどちらも共通しておりますので、それ自体は書かないという趣旨でありまして、ここに主にということであればバランスよく、今後、記述を考えていきたいと思えます。

○杉戸分科会長

分かりました。ワープロを使っていて漢字を入力しようとする、ぽんと窓が開いて、これと同じような説明が出てくることを最近よく経験するわけですが、これが体系的に140項目近く出てくるとなると、そういうワープロなどの世界にも、よりどころというか、国語分科会の方からの情報として提案できることになっていくと思えます。

それでは、引き続き漢字小委員会での検討をお続けくださいということで先へ進みます。

次は、配布資料3-1、3-2、3-3についてですが、日本語教育小委員会の審議の状況について、主査をお願いしております伊東祐郎委員からお願いいたします。

○伊東委員

今期の日本語教育小委員会の審議事項について経過報告をさせていただきますが、日本語教育小委員会の審議状況に関する資料は、お手元の配布資料3-1から3-3の3点ありますので、順次それに従って御説明申し上げたいと思えます。

まず、配布資料3-1から順に御説明いたします。日本語教育小委員会における審議についてですが、この国語分科会でも御報告させていただいておりますが、日本語教育小委員会課題整理に関するワーキンググループでは、平成25年、今年2月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」を取りまとめてきております。そして、今日、追加で報告書の資料としてありますが、ちょっとこれを御覧いただきたいと思えます。この薄いパンフレットが2月18日のワーキンググループの報告ですが、このブルーの簡単なパンフレットを御覧ください。ちょっと皆さんに、再度、日本語教育小委員会はどんなことをやっていて、今日の報告が一体どういうことを目的にしているかということをお理解いただくために、見開きの左上ですね、「これからの日本語教育

を推進するために」というところをちょっと読ませていただきたいと思います。「日本語教育小委員会は、平成19年7月に戦後初めて「日本語教育」をその名称に冠する国の審議会の組織として文化審議会国語分科会に設置されました。」とあります。

日本語教育小委員会では、キーワード「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法の充実に向けて、4年にわたり計画的に検討・取りまとめを行ってきました。この間、各方面から日本語教育をめぐる様々な御指摘を頂きましたけれども、日本語教育をめぐる状況の変化への対応が求められてきているということが、一つ重要な点であります。このため、平成24年5月28日に日本語教育小委員会に「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、日本語教育の関係者等からのヒアリング等を踏まえ、日本語教育を推進する意義等について再確認するための検討を行い、改めて基本的な考え方を整理したということになります。したがって、今日の御報告の中心になるのは、この課題整理の中で、1から11と出ております。この見開きの反対側ですが、非常に分かりやすくイラストで書いてあります。これが、簡単に説明されている1から11の課題と御了解いただきたいと思います。そして、こういった資料を見ながら、私の今日の報告をさせていただきます。

今期の日本語教育小委員会では、この報告に基づいて、日本語教育を推進するに当たって必要な論点について具体化するために関係機関等からヒアリングを実施し、日本語教育に関する問題点の把握、必要な情報やデータ、意見の収集を行っております。現在、これらの収集した意見等について整理を開始したところでありますが、本日はその経過報告をさせていただきます。

具体的にどういったところから意見等を収集しているかということですが、ここで配布資料3-1を御覧いただきたいと思います。配布資料3-1、この四角で囲まれているところを御覧ください。今期の日本語教育小委員会の日程と内容を示したものですが、これを御覧いただきたいと思います。まず、生活者としての外国人が多いか少ないかという居住状況を踏まえた上で、日本語教育の取組状況やその課題を把握するために、7月1日、そして7月10日に外国人が集住している地域の自治体、外国人が散在している地域の自治体にヒアリングを行っております。なお、この自治体には、県ですとか市を含んでいるとお考えください。また、行政区域に縛られずに、より広い視点から活動している名古屋市の団体にも話を聞いております。これらのヒアリングは、全部で6機関・団体に実施いたしました。

次に、これらのヒアリングを受けて、7月26日、ここでは日本語教育小委員会の加藤委員から日本語学校、そして金田委員からは大学、小山委員からは県の観点から御報告を頂きまして、その後、意見交換を行っております。また、より具体的に各地域や日本語教育における各分野の意見等を収集するためには、日本語教育小委員会におけるヒアリングだけではやはり限界があるだろうということで、日本語教育小委員会以外の文化庁事業も活用して行っているところであります。この表の左側、*1、*2というのが枠外に付してございますけれども、これは日本語教育小委員会ではないということで、字の色を薄くしているというふうに御理解いただけたらと思います。

それぞれの説明をさせていただきます。*1は、「地域における日本語教育協議会」を示しております。「地域における日本語教育協議会」とは、全国を4ブロックに分けて、各都道府県、政令指定都市の日本語教育担当部署及び地域国際化協会から各地域の外国人の動向や日本語教育の取組状況、課題等について情報交換、意見交換を行うものであり、そこで得られた意見等については、今後、反映していくことを予定しております。なお、表外の注にもありますが、近畿・東海ブロックは今週の金曜日に、そして、中国・四国・九州・沖縄ブロックについては11月22日に行うことを予定しております。

*2ですけれども、これは「日本語教育推進会議」というふうにお読みいただきたいん

ですが、推進会議とは、日本語教育関係府省、関係の省庁、機関・団体により情報交換、意見交換を行うものであります。その参加団体についても論点整理などについて意見を照会しているところであり、これについては今月末が締切りとなっておりますので、また締切り後にまとめていくことになろうかと思えます。

今期については、前期報告にある各論点ごとに、これまでに収集した意見等に、日本語教育小委員会の委員、地域における日本語教育協議会、先ほどの協議会、そして日本語教育推進会議の意見を加えた上で、内容の整理及び精査を行ってまとめていく予定でございます。それから、次期以降については、今期のまとめを踏まえまして、引き続き意見や情報収集、データ収集、必要なデータがまだまだございますので、それらの収集を行って、それ以外のものについては順次、いろいろな事業をやっておりますけれども、それらを検討し、既にある既存の施策や報告書等の改善や新たな個別施策の検討、地域の日本語教育の在り方などの検討を行っていきたくと考えております。以上、配布資料3-1、経過報告ということで、簡単に説明させていただきました。

次に、配布資料3-2の方に移りたいと思えます。これは見てお分かりになるかと思いますが、「今期のまとめの構成案」ということです。ですから、全体の構成案を簡略化してまとめておりますので、情報としては十分入っておりません。

全体の構成としましては、まず、「1. はじめに」の部分で、今期、検討を行ってきたことについて記載し、「2. 日本語教育の推進に当たっての基本的な考え方について」の部分では、前期の報告で、日本語教育を推進する意義について、日本語教育に関する国と自治体との役割分担について、そして、多様な日本語学習者の学習目的ですとか、ニーズへの対応についてまとめていたしましたが、それらを簡潔に示すことを考えております。そして、「3. 日本語教育の推進に当たっての主な論点について」のところですが、ここでは各論点の概要と論点ごとに収集した意見を整理・精査したものを記載することを予定しております。なお、この「3」のところの部分については、まだ整理・精査前の段階であります。現時点で得られている意見につきましては、後ほど御説明させていただき配布資料3-3に記載しておりますので、御確認いただきたいと思えます。そして、「4. おわりに」、この部分では各論点についての意見等を簡潔にまとめた上で、次期以降の日本語教育小委員会の検討課題として、検討の方向性などについて記載し、それらの意見等の裏付けになるようなものを参考資料や、データとして巻末に付ける予定であります。今後、審議を行っていく上で修正等があるかもしれませんが、本日、現時点ではこのような形で構成を考えているということを示し添えておきたいと思えます。

そして、いよいよ配布資料3-3を御覧いただきたいと思えます。先ほども申し上げましたけれども、配布資料3-2の「3」、正にこのエキスを当たる部分ですが、「3. 日本語教育の推進に当たっての主な論点について」の部分のみを抜き出して、現在の状況をまとめております。これは、11の論点について、どういった意見が集まっているか、飽くまでも現在の状況を示したものであります。今後も委員の皆さんや日本語教育推進会議のメンバー、地域における日本語教育協議会での都道府県、政令指定都市の日本語教育担当部署や地域国際化協会からの意見等を加えていくことを予定しております。また、内容や項目の立て方についても整理し、精査していくことを予定しておりますので、飽くまでも現時点でのものということ、御理解いただけたらいいかなと思えます。

今日、お手元の配布資料3-3の論点は、全て出しております。1ページ目は論点1、そして2ページ、3ページ、かなり論点1の情報を出しておりますが、論点2が4ページ目に来ております。そして、5ページ、6ページを見ていただくと、ここで論点3-1、7ページにいきますと、論点3-2、そして8ページ、論点4というような流れになっております。それから、10ページが論点5、11ページ、論点6ということで、以下同様になっておりますが、全体の構成としましては、今日の段階では各論点、論点1の概要と

点線で囲ってある部分がありますけれども、これはこちらで記載してあるものをそのままコピーしているというふうにお考えください。その下に「ヒアリング、意見収集の整理」とありますが、論点1のところを見ていただきますと、「外国人の状況及びニーズ」というのがあって、次に、「指導者等の状況、対応等について」、そして3ページ、「検討事項について」ということで、大きく三つの項目立てをしているというふうにお考えいただけたいと思います。ですから、全体の構成としては、そんなような状況で共通しております。

それでは、論点の概要を示し、その下に意見を述べるという構成になっておりますので、1ページの中ほど「論点1 日本語教育に関する政策のビジョンについて」を、御覧いただきたいと思っております。ここでは各地域における外国人の動向や日本語学習のニーズ、各地域において日本語教育はどのように認識されているかということや、日本語教育がどのように位置付けられているかといったことについて意見等が集められております。各地域によって日本語教育の実態が多様であるということから、このような多様な意見が出ていると御理解ください。

こういった状況を踏まえた上で、3ページ中ほどにあるように、検討事項についても、意見が出されておりますが、ニーズについてより具体的に把握した上で、具体的な日本語教育が必要な学習者像をどのように描くかということについて検討すること。そして、地域における日本語学習支援システムの在り方や日本語教育を実施する意義とか、実施体制や日本語教育を実施する際のよりどころの必要性などについて、検討が必要であるという意見がこれまでのヒアリング等々の調査から出ているということになります。ですから、この検討事項が恐らく重要な部分になってくるだろうというふうに、これまで作業をやっていてずっと感じております。

次に、4ページの論点2を御覧ください。4ページの「論点2 日本語教育の効果的・効率的な推進体制について」ですけれども、ここでは、企業や学校、地域社会など多様な機関や場所において日本語が求められており、実際に「公」も「民」も、公の機関も民間団体も含めた多様な機関が日本語教育に関わっている中で、どのような役割分担及びネットワークを形成することが効果的なのかということについて検討すべきだろうという意見が出されております。簡単ではありますが、課題がここで出されているというふうに御理解いただけたらと思います。

そして、論点3、これは6ページ目になりますが、「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」というところですが、ここでは、教える内容の標準化と日本語能力の判定基準と二つに分けられておりますので、6ページのところは前者、7ページのところは判定という意味で、別枠で扱っているというふうに御理解ください。

3-1、標準については、外国人や地域社会、企業などにより求められる日本語が違うのではないかという意見や、東日本大震災後の行政手続において、漢字の読み書きの必要性を感じている人が増えているといったことを踏まえないといけないのではないかといった意見。そして、3-2の日本語能力の判定基準については、いわゆる「生活者としての外国人」は文法や言語項目の理解のみを求めて日本語を学習するわけではないので、既存の日本語能力試験を含めて、能力判定の在り方について考えるべきだろうという意見が出ているということになります。ですから、より実践的な日本語教育、そしてそこから求められる日本語能力、その判定をどうするかというようなことが意見として集約されているというふうに私自身は理解しております。

そして、ほかの論点についても意見がいろいろ出ておりますけれども、現在まだ十分に精査し切れておりません。今日は御説明いたしませんけれども、後ほど御覧いただければと思います。

配布資料3-1の説明でも申し上げましたけれども、今期については、更に広く意見を

収集して、それらを整理・精査して、まとめを行おうと思っております。次期以降につきましては、今期のまとめを踏まえた上での情報やデータの収集、そして、いろいろな実施団体、事業等の検討、既存の施策や報告等の改善、新たな個別施策の検討、地域における日本語教育の在り方などの検討を行っていきたいと考えております。

限られた時間で説明いたしました。十分に御理解いただけなかったことがあるかと思いますが、少なくとも私たちが行っておりますのは、論点1～11に関わる情報収集、そして、そのまとめの作成を現在進行中で進めているということ、最後のまとめとして申し上げておきたいと思っております。以上、日本語教育小委員会の審議状況の経過報告とさせていただきます。

○杉戸分科会長

ただ今の御説明について、御質問、御意見いかがでしょうか。

○内田委員

大変な作業をしてくださっていて有り難いと思っておりますが、二つ質問がございます。6機関、あるいは地域ですね、ここをヒアリングの対象にされていますが、そのときのヒアリング対象にした基準、選択した基準はどのようなものであったのでしょうか。

それから、ヒアリングの内容ですね。11ある論点ごとに質問項目のようなものを設定して、それについて、回答を頂くような形でヒアリングであられたのでしょうか。それとも、それ以外で、割に自由に出していただいたのでしょうか。この2点についてお願いいたします。

○伊東委員

文化庁の担当者の方からの説明の前に簡単に申し上げますと、やはりこれまでの実績ですとか、情報で選ばなければいけないといったことで、これまでの事業成果を踏まえた上で選んだということを申し上げておきたいと思っております。それと、やはり問題が多岐にわたりますので、事前に論点をお読みいただいて、それに関係あることを御報告いただきたいということで、ある程度の方向性は示しました。しかしながら、それによって有益な情報が限られるということは避けたかったものですから、その辺は、多少の余裕を持って依頼したというふうに私自身理解しておりますが、追加で報告があればお願いいたします。

○内田委員

それででしたら、各論点についてヒアリングを行った6機関からの回答が均等に並んでいるわけではないので、それぞれの地域でどこがどういう回答をされたのかななんてちょっと思ったものですから、質問をしたのですが、十分にその論点に関係するような有益な情報がなかったところは落とされたということですね。

○伊東委員

団体を選ぶ際には、論点に関わることが得られる、得られないという視点では選びませんでした。ただ、選んだ後にヒアリングでお話ししていただきたいことは極力論点の方に絞ったということですね。ちょっと補足説明をお願いできますか。

○林日本語教育専門官

分かりました。団体を選ぶに当たっては、実績もそうなんですけれども、外国人が集住している地域や、散在している地域というところも踏まえて選びました。

○杉戸分科会長

それぞれの論点について、ヒアリングを行った6機関からの回答が均等に並んでいないということがありました。それはこのまとめの段階でのことですね。そして、この先ヒアリングが更に続きます。いろいろな会議での情報収集が続いていきます。

配布資料3-2のまとめの構成案の中で、この四角で囲まれた3の主な論点についての記述ですね。右側に※がついて、この部分については、配布資料3-3の内容を精査した上で掲載とあります。この配布資料3-3、この先も情報がどんどん増えていくわけですから、これをまとめることが、これは私も副主査として参加していますけれども、そこが多分一番の大変なところだろうと思います。情報はたっぷり集まっています。それをどうやって絞り込むか、どうやって体系付けるかといったことだろうと思います。分量はどんなイメージなのでしょう。私が聞くのもおかしいんですが。この配布資料3-3でこれから更に増えていくものが、そのままどんと入るといような、そんな分厚いものではないと…。

○岩佐国語課長

これはヒアリング等で出た意見をそのまま書いていますので、これをもう少しまとめて、各個別の地域ごとの課題なのか、それとも全国共通の課題なのかという点も含めて検討を加え、また、くくれる点はくくっていこうと思いますので、かなり分量は凝縮されていくと思います。

○杉戸分科会長

ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。(→ 挙手なし。)

よろしいでしょうか。それでは、引き続き、日本語教育小委員会の方でも会合を持ったり、あるいは情報収集や、取りまとめを続けていただくこととなります。よろしくお願ひいたします。今年の「国語に関する世論調査」の質問項目、「キンキンに冷えて」というのがさっき紹介されました。それと並んで、「さくさく」というのが、あの例はパソコンでしたか、会議もさくさくと進んでおります。

次に、議事の「(3) その他」に進みます。その他の案件といたしまして、平成26年度概算要求について、それから、今後の審議スケジュールの案について、事務局から説明をお願いします。

○岩佐国語課長

お手元の配布資料4を御覧ください。平成26年度概算要求関係資料について、ざっくりと説明したいと思います。

まず、1ページ目ですが、予算の概要を示しています。国語課として要求している事項についてですが、大きくは「文化審議会国語分科会」、「国語施策の充実」と「外国人に対する日本語教育の推進」ということで、全体として4億円余りを要求しております。今年度の予算額が2億7,600万円ですから、1億円余りの増要求です。増えた額の大部分は、一番下の「魅力的な日本語発掘・発信プログラム」です。これは優先課題推進枠で、そのほかの一般的な予算の部分については、基本的には10%削減した上で、削減した部分の2倍を優先課題推進枠として要求するというので、「魅力的な日本語発掘・発信プログラム」を1億円少々特別枠で要求しています。中身は、後ほど紹介いたします。

まず、「国語施策の充実」というところで、2ページを御覧ください。国語施策では、大きく4本柱で事業を進めていますが、調査研究ということで国語の世論調査、東西2か所の国語問題研究協議会の開催、3番目として、危機的な状況にある言語・方言の活性化

・調査研究事業，最後に，国語施策情報システムの更新事業，の四つです。

そのうち，3ページと4ページで，主なものを紹介させていただきます。3ページは「国語に関する世論調査」で，毎年実施しているもので，新聞，テレビで大きく紹介していただいています。この「国語に関する世論調査」につきましては，国語分科会で，今後，議論をしていく中で役に立てていただきたいと思います。

4ページは「危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究」ですが，ユネスコでアイヌ語などの言語・方言が危機的な状況にあるという指摘を受けておりますので，それを，現在どういう状況なのか，また，保存のための方策について，調査研究を進めていまして，平成26年度には八丈方言などの言語につきまして，引き続き課題をまとめていきたいと思っていますし，新たに危機言語の方言サミットということで開催できればと考えています。

それから，5ページからが「外国人に対する日本語教育の推進」です。6ページには調査研究で，○で三つ事項を挙げています。一番上の「○日本語教育に関する実態調査」は毎年実施していて，日本語教育の実施機関，施設数，日本語教師数，日本語学習者の数について，毎年調査をしています。最近の数字では，外国人の日本語学習者が14万人という数字になっています。下の二つにつきましては，新規で要求している事項で，今までやっている実態調査に加え，学習したくても学習できない外国人，日本語教室などで学習しているとは限らない外国人に焦点を当てて，どんな日本語学習での環境なのか，日本語学習の経験があるのか，またニーズがあるのかということ进行调查したいというのが，2番目の「○日本語学習状況実態調査」です。3番目につきましては，ここに例として，課題を挙げていますけれども，考えていますのは，今後，11の論点をより具体化していくに当たって調べなければいけない項目はどういった点があるかについて調査をするものです。今後，日本語教育小委員会の中で出てくるであろう課題を中心に調べていきたいと考えています。

7ページを御覧ください。「日本語教育研究協議会等の開催」とあります。これまで，この委員会などで御議論いただいていた「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案や，教材例集などの5点セットとして今まで作ってきましたが，それらについて，また，11の論点について，日本語教育の研究協議会や，都道府県，政令指定都市の会議などで意見を聞く，又はそれを紹介していくことをやっています。それを通し，5点セットや，11の論点について，必要な部分は改善を施していきたいと考えています。

それから，8ページが「条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育」で，上が条約難民，下の部分が第三国定住難民で，難民の方々に対して，6か月又は1年間のコースを設けて，定住に必要とされる最低限の基礎日本語の講習を開催しています。教室そのものだけでなく，日本語教育の相談員の配置や，教材を配布するなど総合的な日本語教育を実施しています。一番下の段ですが，第三国定住難民，現在はミャンマーの難民を受け入れています。パイロット事業として，5年間実施しております。今年が4年目になっていまして，9月に18名訪日しました。定住後の第三国定住難民の日本語能力及び日本語学習実態調査を実施して，パイロット事業後の難民への日本語教育の在り方を考えていきたいと考えています。

9ページの「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」ですが，現在，「標準的なカリキュラム案」等を活用したプログラムAと，地域資源の活用・連携による総合的取組のプログラムBを実施しております。Aの方では，日本語教室の実施，人材の育成，教材の作成の3点を総合的にやっただいていただいているところに対してサポートしています。Bにつきましては，外国人が文化活動とか市民活動などの地域活動を行う中で，日本語を勉強してもらった取組をサポートしているというものです。例えば子育てとか防災，環境問題に取り組むということが想定されていて，25年度には，60数か所で事業を実施して

いただいています。

10ページは日本語教育の推進会議で、関係省庁、関係機関に集まっていただき、最近では、平成25年9月25日に情報交換を行う会議を実施しました。最後のコンテンツ共有化推進事業は、日本語教育に関するコンテンツ、例えば教材や論文、報告書などが各地で作成されていたり、実施されていますので、そういったものを一覧できるようにまとめたものです。

最後の「魅力的な日本語発掘・発信プログラム」ですが、冒頭に紹介しました特別枠的なものとして要望しているものです。オリンピックが6年半後にありますので、日本に対する関心も高まってくると思います。日本文化の発信ということも、これから力を入れていく必要がありますが、その中で、日本語にスポットを当てて、日本語から世界に日本文化を発信していこうというものです。例えば、既に「かわいい」とか「おいしい」というのは各地で使われておりますし、日本文化として「わび」とか「さび」とか、「もののあわれ」や「おもてなし」、「もったいない」などのような日本文化を表すような言葉、和食を発信していく中で、例えば擬態語で「もちもち」とか「パリパリ」、「つつる」というのは日本語の独特のオノマトペですので、こういった魅力的な日本語を発信することによって、日本のイメージの向上や訪日外国人の増加につなげようというものです。訪日外国人の増とか、日本食や日本酒のアピール等、いろいろなものと連携した上で、日本語をインフラとして発信できる枠組みを作っていきたいというのが発掘・発信事業です。それから、一番下の部分につきましては、そういった魅力的な日本語から、もう少し本格的に日本語を勉強したいという方のために、気軽に勉強できる日本語学習アプリのような教材を開発する。魅力的な日本語をきっかけにして、もう少し本格的な日本語学習に結び付けるための教材を作成していきたいというのが日本語学習支援事業です。駆け足でしたけれども、私からは以上です。

○杉戸分科会長

それでは、審議スケジュールは、また別の話題として後ほどお願いいたします。

平成26年度の概算要求の関係資料の説明について御質問はないでしょうか。いかがでしょうか。これは飽くまでも要求段階のものでありますので、年末、クリスマス頃でしょうか、そのくらいに固まっていくものです。十分確保されるように祈りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○金田委員

先ほどの6ページにありました「日本語学習状況実態調査」という新設するものに関してお伺いしたいんですが、これは、日本語教育小委員会のヒアリングの時にも横浜市の方が、特に横浜市はいろいろなタイプの外国人がいて、教室に通っていらっしゃる方も多様なんだけど、教室に通っていない方々のニーズが把握できないということで、それをどうにか知る方法はないかということが話題としてあったと思うんですね。そういったことはほかの地域からも聞かれることでしたので、この「日本語教育学習実態調査」を新たに申請するというのはすごく有り難いことだと思ったんですが、ただ、予算の規模を見ますと、1,000万円ですよ。これはどの程度の範囲で調査をしようという想定なのかということをお伺いしたいなと思いました。

○岩佐国語課長

今、杉戸分科会長からも話がありましたように、これはまだ予算要求段階のものですが、全国の200万人の外国人全員にとりまてはなかなかできないと思いますので、いろいろなタイプの市町村の方に協力を頂きまして、調査を進めたいと思っています。

日本語を勉強したくても勉強できないという外国人についてのニーズや学習実態がつかめなかったというのが今までの状況でしたので、そこにスポットを当てて調べたいと思っています。

○金田委員

本当にその点は是非よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○杉戸分科会長

ほかに、よろしいでしょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、平成26年度概算要求についての話題はここまでといたします。

最後になるかと思ひますが、今後の審議スケジュールについての御説明をお願ひします。

○岩佐国語課長

最後の参考資料を御覧ください。本日10月28日が第2回の国語分科会、この後、再び漢字小委員会と日本語教育小委員会に分かれていただき、それぞれ3回程度御議論いただきたいと思っています。漢字小委員会につきましては、今までと同じように打合せ会も3回程度開催し、2月上旬頃に、第3回の国語分科会を開催したいと思っています。

○杉戸分科会長

こういう審議スケジュールでこの先進んでまいります。漢字小委員会、日本語教育小委員会それぞれ、予備日も含めて3回ないし4回の会合を開いていただき、更には漢字小委員会の方には打合せ会もあると伺っております。そういったところも含めて、あと数か月、4か月とか5か月足らずの間に、次の第54回国語分科会を迎えます。それに向けて引き続き、どうぞ鋭意、検討、審議、資料作りをお願ひしたいと存じます。

本日予定しておりました議題は以上です。

ほかに何か取り上げるべきことがあれば、委員の皆様から御発言をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。(→ 挙手なし。)

それでは、これで、第53回の文化審議会国語分科会を終了いたします。御協力ありがとうございました。